

# 令和4年度農業振興に関する要請 に対する回答書

## <要請項目>

### I. 園芸農業対策

1. 高知県環境保全型農業推進事業費補助金への対象機器の追加について-----1
2. I o P への取組に向けた環境制御技術高度化事業の継続・拡充について---3
3. 産地の維持・拡大のための集出荷拠点整備に適した事業の創設、既存事業の  
継続・要件緩和等について-----5
4. 脱炭素社会の実現に向けた取組について-----7

### II. 農地・担い手確保対策

1. 野菜価格安定制度と収入保険制度の同時加入の継続及び要件緩和と収入保険  
制度の生産者負担軽減について-----9

### III. その他

1. 種苗法改正にかかる水稻種子を自家採種する場合に発生する利用料の無償対  
応について-----11

## I. 園芸農業対策

### 1. 高知県環境保全型農業推進事業費補助金への対象機器の追加について

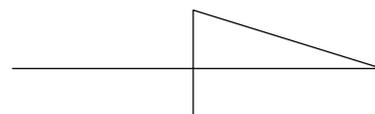
ハウス内の防除機器の一つとして、無人で薬剤散布が可能で、農業者の薬剤への暴露が少なく、また省力化にもつながる常温煙霧機がありますが、高価であることから、導入をためらう農業者は少なくありません。

そのため、農業者の安全安心を確保し、持続可能な農業を展開してくためにも、補助事業へのメニュー化を図り、今後の普及拡大に取り組んでいくことが重要ですので、高知県環境保全型農業推進事業費補助金における対象機器へ常温煙霧機を加えるよう要請します。

(回答)

常温煙霧機は、農薬を微細な霧にしてほ場全体に無人で散布する防除機で、夜間に散布できることから、大幅な省力化が図られる防除技術（スマート農業技術）として、今後の普及拡大が期待されています。

県としましては、農薬の使用回数と使用量の削減に寄与する技術だと考えていますので、環境保全型農業推進事業費補助金の対象メニューへの追加を検討してまいります。



なお、常温煙霧機で使用できる農薬は限られていますことから、JAや農家の皆さんの要望をお聞きして、農薬メーカーに適用拡大を働きかけるとともに、必要な防除試験を実施してまいります。

## I. 園芸農業対策

### 2. I o P への取組に向けた環境制御技術高度化事業の継続・ 拡充について

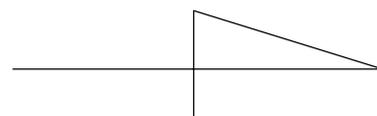
県全体で農業データを収集し、IoPクラウド（SAWACHI）で活用していく取り組みを一層推し進め、栽培技術の精密なデータ化・分析を行うことで、農業者の営農発展を目指すことを目的として、ネットワーク化に対応するための事業が確実に措置されるよう、環境制御技術高度化事業の継続、さらにはネットワーク化などに対応する機器を導入する際の優先枠の設定を要請します。

（回答）

現在、IoPクラウドプロトタイプを検証・改良とともに、様々なデータを比較・分析し、営農支援に役立てることができる指導員の育成に取り組んでいるところです。

IoPクラウドを活用し、データを収集・分析することで経営発展につなげる「データ駆動型農業」を推進するには、ネットワーク化に対応する機器の普及が重要となってまいります。

これまでは、IoPクラウドへのデータ収集・分析の実証として、協力農家180戸に対し、県が機器の設置を行ってまいりました。



今後は、さらに一人でも多くの生産者に取り組んでいただけるよう、ネットワーク化に対応するための環境整備に向けた支援が必要と考えております。

そのため、環境制御技術高度化事業の継続をはじめ、ネットワーク化に対応する機器の補助対象への追加や優先区分の設定など、運用の見直しを検討してまいります。

## I. 園芸農業対策

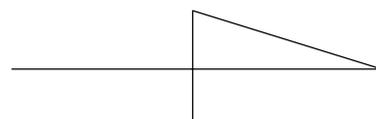
### 3. 産地の維持・拡大のための集出荷拠点整備に適した事業の創設、既存事業の継続・要件緩和等について

全国で農業人口の減少が進む現状においては、産地の拡大だけではなく、維持を図るための産地集約も多く出てくることが予想され、その際に活用できる事業が現状では少ないことから、産地の維持・拡大のための集出荷拠点整備に適した事業の創設又は既存事業のうち優先枠の設定や要件緩和を要請するとともに、拠点整備だけではなく、生産者個人の経営発展のためにも引き続き措置されるよう国に働きかけるよう要請します。

(回答)

J A高知県におかれましては、昨年度、2020年から10年後を目途とした、集出荷場再編構想を策定され、その中で拠点となる集出荷場の整備を進めていくこととされています。

複数産地・複数品目などの集出荷場の再編となりますと、事業費が大きくなるため、県としましても国費事業の活用を想定し、計画策定や予算の確保について支援を行ってまいりました。



拠点集出荷場の整備については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用が想定されますが、国の予算額の減少に伴い全国での競争が激しくなっていることも事実であります。

同交付金は、皆様が心配されているような『産地の拡大・発展』に限らず、『産地の維持・継続』にも対応した生産や流通コストの削減、労働時間の縮減、契約取引の割合増加などの項目もあり、活用できるものとなっております。

県としましても、整備する品目や産地の状況にあった取り組み項目を選択し、事業の採択ラインに達することができるよう、JAの皆様とともに知恵を絞り、市町村と連携して支援してまいります。

また、国に対しても、引き続き、整備が可能な事業などの継続と予算の確保を要望してまいります。

## I. 園芸農業対策

### 4. 脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする方針を明らかにしています。

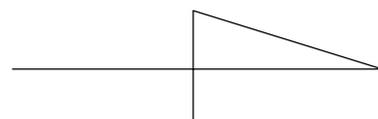
本県の中心である施設園芸農業では、ヒートポンプなどの省エネ機器の導入は一定進んではいますが、脱炭素社会の実現という大きな目標のためにはまだまだ取り組みが必要な状況となっています。

については、脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー化を進めるための製品や技術開発等の加速化、また地域の実情に応じた多種多様なニーズに対応する補助事業の創設などを国に働きかけるよう要請します。

(回答)

県では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、現在、脱炭素化への具体的な取り組みの道筋を示すアクションプランの策定に取り組んでいるところです。

なかでも、施設園芸農業分野では、これまで取り組んできたヒートポンプ等の省エネ機器の導入促進に加え、I o Pプロジェクトの推進による省エネ栽培技術の普及や耐低温性品種の育成などを推進し、本県施設園芸農業の持続的発展を目指すこととしています。



国の令和4年度予算概算要求においても、環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現を重点事項として掲げており、地域の特色を活かした先進的な取り組みなどへの支援や脱炭素に向けた基盤技術等の開発に取り組むこととしています。

脱炭素社会の実現に向けては、こうした国の動きを注視しながら、その内容が地域の実情に応じたものとなるよう、必要に応じて国への働きかけを行ってまいります。

併せて、国において今後開発される技術については、速やかな普及に努めてまいります。

## Ⅱ. 農地・担い手確保対策

### 1. 野菜価格安定制度と収入保険制度の同時加入の継続及び要件緩和と収入保険制度の生産者負担軽減について

生産者の経営は、近年自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大等により大きな影響を受けており、収入減少に対するセーフティネットの重要性がさらに高まっています。

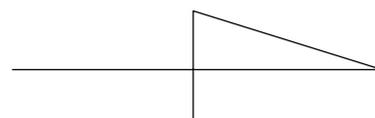
現在、野菜価格安定制度と収入保険制度の同時加入が限定的に認められていますが、国産野菜の消費者への安定供給、生産者の経営安定、災害に強い野菜作経営を実現していくためには、双方制度の同時加入を継続していくことが必要です。

また、収入保険制度については、保険料金が高額になるという理由により加入を見送る生産者も存在しています。

については、野菜価格安定制度と収入保険制度の同時加入の継続及び要件緩和と、収入保険制度の生産者負担の軽減について、国に働きかけるよう要請します。

(回答)

収入保険は、自然災害、ケガ、価格低下等の様々なリスクに対応し、品目の枠にとらわれず、1年間の減収を補てんする制度です。一方、野菜価格安定制度は、指定野菜、特定野菜を対象に産地ごとに短期間の価格低下を補てんする制度です。両制度の同時利用により、農業経営のリスクに備えた態勢がより一層充実し、経営安定につながるものと考えます。



全国知事会においても、令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望として、「農業保険について国の負担割合の引上げを検討すること」、「収入保険制度について野菜価格安定制度との同時利用を複数年可能にする等、農業者の視点に立って制度の見直しを行うこと」、「農業保険法の施行後4年（令和4年）を目途として類似制度を含めた見直し等を行う際には、農業者のニーズや関係団体の意見を踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること」等を国に要請しております。

県としましては、制度の見直しにつきまして、今後も国の動向に注視したうえで、必要に応じ、国に働きかけてまいりたいと考えております。

### Ⅲ. その他

#### 1. 種苗法改正にかかる水稻種子を自家採種する場合に発生する利用料の無償対応について

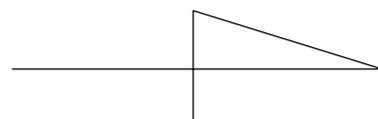
改正種苗法により、令和4年4月1日より、高知県が育成者権者である水稻種子の登録品種「南国そだち」「よさ恋美人（登録出願中）」については、種子を自家採種する場合にも、利用料が必要となり、このままでは、生産者の所得減少につながる可能性があります。

改正種苗法施行後も、高知県が育成者権者である水稻種子の登録品種（出願中含む）について自家採種する場合の利用料は改正前と同様、無償での対応を要請します。

（回答）

令和2年の種苗法改正により、令和4年4月1日から、登録品種について、農家が自家増殖した種苗を利用する際には、育成者権者の利用許諾や利用料の支払いが必要となる場合があります。

これに伴い、県が育成した水稻の「南国そだち」や「よさ恋美人」などを農家が自家増殖して利用したい場合には、県の利用許諾が必要となります。



そのため、県では現在、自家増殖した種苗を利用する際の手続きや、利用料などの取り扱いについて検討しているところです。

今回の種苗法改正は「優良品種が意図せずに国外に流出して、国内農家の不利益とならないようにすること」をねらいとしたものですが、一方で、自家増殖にかかる許諾手続きや利用料が農家の負担となります。

県といたしましては、

ア できるだけ農家に新たな負担をかけないこと

イ 県育成品種を県内の農業振興のためにしっかり活用していただくこと

を重視し、関係団体の皆様とも協議しながら、今年末を目途に自家増殖した種苗の取り扱いについて検討してまいります。